

平成29年8月17日

# 自治体向け FAQ

厚生労働省 子ども家庭局  
家庭福祉課 児童相談係  
虐待防止対策推進室

## 「平成 29 年児童福祉法等改正法」に関する F A Q

問番号	問	答
《虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与に関する事項》		
問 1	今般、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与が導入されるが、その施行に向けた手続の詳細等を示していただきたい。	施行に向けた手続の詳細等については、現在、法務省及び最高裁判所と協議中であり、後日、児童相談所運営指針を改訂する等の方法によりお示ししてまいりたい。
《家庭裁判所における一時保護の審査の導入に関する事項》		
問 2	今般、家庭裁判所における一時保護の審査が導入されるが、その施行に向けた手続の詳細等を示していただきたい。	施行に向けた手続の詳細等については、現在、法務省及び最高裁判所と協議中であり、後日、児童相談所運営指針を改訂する等の方法によりお示ししてまいりたい。
問 3	児童相談所長等が、一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができることとなるが、この場合の「やむを得ない事情」とはどのような場合を想定しているのか。	「やむを得ない事情」とは、親権者等が2か月経過する直前で同意を撤回したなどの事情により、2か月経過前に申立てを行ったが、審判がなされていない場合等を想定している。

## 「児童相談所」に関するFAQ

問番号	問	答
《中核市・特別区における児童相談所設置に関する事項》		
問 1	<p>平成 28 年 5 月に成立した改正児童福祉法の附則に規定された、国の中核市・特別区の児童相談所設置に係る支援の具体的な検討状況、今後の支援予定（5 年経過後を含む。）をご教示いただきたい。</p>	<p>厚生労働省における児童相談所設置に係る支援として、①平成 29 年度予算において、児童相談所設置による事務量の増加に対する職員配置への新たな補助を創設②設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアル作成③各都道府県等に対し、設置自治体の拡大に向けた協力を依頼する等を講じている。</p> <p>また、現時点で 5 年経過後の具体的な方針は未定であるが、中核市等における児童相談所設置の進捗状況等を踏まえ検討が必要と考える。</p> <p>今後も、自治体からの意見等を参考にしながら、引き続き児童相談所設置促進のための支援策の拡大に向けた検討をしていきたい。</p>
《児童相談所から市町村への送致に関する事項》		
問 2	<p>児童相談所から市町村への事案の送致について、今後、事案送致が増えることが予想されるが、どのような体制強化を図っていけばよいのか計画を立てる必要があるため、出来るだけ具体的に市町村に送致される内容等を示してほしい。</p>	<p>児童相談所から市町村への事案送致を行う事例としては、児童相談所で受理したケースのうち、児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービス等を活用した支援が適切であるものを想定している。（児童相談所運営指針・市町村子ども家庭支援指針参照）</p> <p>各都道府県等におかれては、事案送致に係る円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から市町村と児童相談所との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するなど、適切な連携を図られたい。</p> <p>なお、当該送致に当たっては、あらかじめ児童相談所と市町村の役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れを防止する必要があることから、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を活用されたい。</p>

問番号	問	答
問3	<p>児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて（平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の通知中の記載にニーズアセスメントの視点を盛り込んだ共通のツールを平成29年度以降に検討予定と記載されていたが、具体的には、どのような予定となっているのか。</p>	<p>質問にあるニーズアセスメントの視点を盛り込んだ共通リスクアセスメントツールの検討は、平成29年度調査研究事業として実施する予定である。</p>
問4	<p>全国の児童相談所から市町村への「事案送致」及び「指導措置委託」についての、実施・委託状況を今後把握する予定があるか。また、今後「事案送致」「指導措置委託」を拡大するため、厚生労働省における各都道府県及び市町村への支援策があれば、御教示願いたい。</p>	<p>「事案送致」「指導措置委託」については、今後、実施状況を把握し事例を周知していきたいと考えている。</p> <p>児童相談所から市町村への事案送致については、実施の前提として、児童相談所と市町村が協議の上で、地域の実情に応じた役割分担を明確化するための共通リスクアセスメントツールの作成が必要であり、厚生労働省として、虐待リスク情報の把握と評価に係る共通アセスメントツールの例を示している。また、子どもや保護者のニーズ等を含めた評価を行うための視点を盛り込んだ共通シートの検討について、平成29年度調査研究事業として実施する予定である。</p>

## 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に関するFAQ

問番号	問	答
問 1	「市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）」とは何か。	<p>平成 28 年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた、当該支援拠点を指す。（児童福祉法第 10 条の 2）</p> <p>なお、支援拠点の設置運営については、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「設置運営要綱」という。）を参照されたい。</p>
問 2	支援拠点の設置については、児童福祉法第 10 条の 2 において努力義務となっているが、子育て世代包括支援センターのような国としての設置目標は設けられているのか。	支援拠点の設置目標については、現時点において定めていないが、平成 28 年改正児童福祉法の趣旨に鑑み、市区町村の子ども家庭支援の体制強化を図るため、補助金等を活用しながら積極的に設置していただきたい。
《運営に関する事項》		
問 3	支援拠点の運営費に対しての補助はあるのか。	平成 29 年度予算において、人件費や事業費といった、運営に必要な経費を計上している。
問 4	支援拠点の設置手続について、国・都道府県への届け出が必要か。また、条例等を制定する必要があるのか。	<p>支援拠点は、児童福祉法に基づく市町村の業務を行うに当たり、必要な支援を行うための拠点として位置付けられており、都道府県に届け出る必要はない。</p> <p>また、支援拠点は、いわゆる施設ではなく機能なので、市直営で行う場合でも、必ずしも支援拠点自体を条例で定める必要はない。</p> <p>ただし、業務の一部を委託する場合には、委託先との関係において、個人情報取扱などを適正に実施する必要があるため、設置運営要綱において、「支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。」と規定している。</p>

問番号	問	答
問 5	現行組織で業務内容を概ね実施している場合は、これを支援拠点として補助金の対象としてよいか。	設置運営要綱に定める支援拠点の業務内容を実施しており、人員配置基準を満たしている場合、支援拠点として、国庫補助の対象とすることは可能である。
問 6	委託可とされているが、具体的にイメージしている委託先は。	市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人や特定非営利活動法人等が考えられるが、情報管理や守秘義務の徹底等を図る体制が整備されていることを前提として、委託先を選定されたい。
問 7	1 市町村において、複数の支援拠点を設置することは可能か。また、その場合は設置か所数分の補助を受けることができるのか。	必要に応じて、複数の支援拠点を設置することが可能である。また、国庫補助についても、設置か所数分の補助を受けることが可能である。 なお、複数の市町村による支援拠点の整備や、一部事務組合による支援拠点の整備も可能としているが、支援拠点は、市町村における支援を一体的に担うものであるため、その趣旨を踏まえた整備計画に基づき整備する必要がある。
問 8	小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能とあるが、複数の地方公共団体が共同設置する場合、どのように補助金を申請するのか。	複数の地方自治体で 1 つの支援拠点を共同設置する場合は、自治体間で協議の上、1 つの自治体から申請することも、それぞれの自治体から申請することも可能である。なお、複数自治体が申請した場合であっても、一つの支援拠点にかかる国庫補助の合計額は、一つの支援拠点にかかる補助基準額を超えられない。
問 9	業務内容に、「福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う」とあるが、貧困対策も含むのか。	業務内容に含まれるものと考えている。
問 10	支援拠点の類型について、児童人口規模と人口規模についての併記があるが、どちらが優先されるのか。	類型については、児童人口規模で判断していただきたい。

問番号	問	答
問 11	<p>児童人口規模が小規模 A 型に該当するが、小規模 B 型の人員配置を満たした場合、小規模 B 型の補助基準額が適用されるのか。</p>	<p>児童人口規模によって類型が決まるため、児童人口規模が小規模 A 型であれば、小規模 A 型の補助基準額が適用される。</p> <p>ただし、虐待対応専門員を配置する場合には、人数分の補助基準額を加算（上限 5 人まで）して算定することができる。</p>
問 12	<p>支援拠点が子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能とされているが、要保護児童対策調整機関も兼ねることは可能か。</p>	<p>支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第 25 条の 2 第 5 項に基づく「要保護児童対策調整機関」を兼ねることも可能である。</p>
問 13	<p>子育て世代包括支援センターと支援拠点との役割の違いは。</p>	<p>子育て世代包括支援センターは、主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。</p> <p>支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものである。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2 つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。</p>

問番号	問	答
問 14	<p>設置運営要綱に、「同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる」とあるが、子育て世代包括支援センターを母子保健担当課が担っている場合、支援拠点も母子保健担当課が担うべきということか。</p>	<p>支援拠点と子育て世代包括支援センターの両機能を考慮した際に、同一の主担当機関が担うことがより効果的であるとの観点で、一体的な支援の実施を求めており、いずれの課（母子保健担当課又は子育て支援（児童福祉）担当課）を中心として担うのかも含め、どのような体制であれば適切に機能を果たすことができるのかを市区町村において検討された上で、担当課を定められたい。場所や組織変更等の面で困難な場合には、母子保健担当課と子育て支援（児童福祉）担当課がそれぞれ機能を担うことも差し支えない。</p> <p>ただし、その際には適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。</p>
問 15	<p>子育て世代包括支援センターを委託している法人等に支援拠点を委託先に委託することは可能か。</p>	<p>同じ委託先への委託は可能であるが、情報管理や守秘義務の徹底のほか、委託業務の管理・把握の視点からも緊密な連携を構築できる委託先を選定していただくよう留意していただきたい。</p>
問 16	<p>支援拠点と、家庭児童相談室はどのような位置付けになるのか。</p> <p>また、家庭児童相談員は、他の職務（例：支援拠点における心理担当支援員・虐待対応専門員・安全確認対応職員・事務処理職員等）を兼務することが可能か。</p>	<p>支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担っており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。（設置運営要綱5（2）④参照）</p> <p>なお、家庭児童相談室を包含する形で支援拠点を設置する場合において、家庭児童相談員が支援拠点の職員を兼ねることは可能である。</p>



問番号	問	答
問 17	<p>「家庭児童相談室」及び「子育て世代包括支援センター」を機能統合や拡充をして「子ども家庭総合支援拠点」として運営する場合、従来どおり「家庭児童相談室」、「子育て世代包括支援センター」の看板を掲げることはできないのか。</p>	<p>支援拠点は建物を指すものではなく、機能を指すことから、既存の「家庭児童相談室」や「子育て世代包括支援センター」を機能統合や拡充をして支援拠点を運営する場合、従来どおりの看板を掲げて差し支えない。</p>
問 18	<p>子ども家庭支援員及び虐待対応専門員の資格について、「教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者」とあるが、一種免許、二種免許の区分は問わないか。</p> <p>また、「社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」とあるが、この厚生労働大臣が定める講習会とは、具体的にどの講習会を指すのか。</p>	<p>教育職員免許法に規定する普通免許状については、一種免許、二種免許の種類は問わない。</p> <p>なお、教育職員免許法に基づく普通免許状を有していればよく、免許の有効期間内であることは、要件ではない。</p> <p>また、「厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」については「児童福祉司任用前研修」のことを指す。</p>
問 19	<p>心理担当支援員の資格に「大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等」とあるが、「等」はどのような者を想定しているのか。</p> <p>また、精神保健福祉士を含んでよいのか。</p>	<p>支援拠点に配置される心理担当支援員は、相談や面接を通じての心理的側面からの子どもや保護者へのケアに重点が置かれることが考えられるので、必ずしも心理学科を卒業した者でなければならないというわけではなく、関連分野（教育、福祉等）の学科を卒業した後、心理に関する実務経験や研究実績等がある者を想定して、「等」を付けている。</p> <p>例えば、社会福祉士等のソーシャルワーカーでありながら、心理に関する実務経験を積んでいて、心理的なケアも担うことができる者などを想定している。よって、精神保健福祉士資格取得後に、心理に関する実務経験や研究実績等があれば、「等」に該当するとして構わないが、精神保健福祉士資格の取得のみをもって、資格要件に該当することにはならない。</p>

問番号	問	答
問 20	安全確認対応職員とはどのような業務を行うことを想定しているのか。 また、配置した場合に補助を受けることができるのか。	「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙第 3 の 10 の（2）の①安全確認対応職員を参照されたい。 また、配置した場合の補助を平成 29 年度予算に計上している。（児童の安全確認等のための体制強化事業）
問 21	最低配置人員等に「常時」とあるが、どういう意味か。	「常時」とは、支援拠点の開設時間帯において、常にその人数以上、業務に従事している状態を指しており、例えば、非常勤形態の職員を配置する場合には、複数でローテーションを組んで、最低配置人員以上の状態を確保しなければならない。
問 22	支援拠点の開設時間についての制限はあるか。 また、例えば週 6 日で支援拠点を開設した場合、常に「常時」配置の職員数を満たさなければならないか。	開設時間について制限はない。 また、支援拠点の開設時間中については最低配置人員以上の状態を確保しなければならないため、週 6 日開設する場合は、その開設時間中は最低配置人員以上の人員配置が必要となる。
問 23	最低配置人員しか配置していない場合、他の機関（生活保護、各種手当支給等）の業務を兼ねることは可能か。	最低配置人員の考え方は、支援拠点の業務を担うために必要な人員を「常時」配置することを目的として設定したものであり、生活保護等の他の業務を兼ねることはできない。 なお、最低配置人員を超えて配置している場合には、当該職員が、他の機関の業務を兼ねることは差し支えない。
問 24	最低配置人員に加えて統括する職員（例えば課長）を置く必要があるか。	統括する職員の配置は必要ではないが、地域の実情に応じて統括する職員を配置して差し支えない。
問 25	支援拠点における設備・器具の整備について相談室、親子交流スペース等の整備とあるが、必置なのか。必置の場合、面積要件はあるのか。また、事務室から離れた別の場所に設けることで差し支えないか。	相談室、親子交流スペース等については設けることを標準とし、面積要件は定めていない。また、離れた場所に相談室等を設けることについては差し支えないが、可能な限り事務室と近い場所に設置していただくことが望ましい。

問番号	問	答
《整備に関する事項》		
問 26	支援拠点の整備に対しての補助金はあるのか。	次世代育成支援対策施設整備交付金において、整備に必要な経費を計上している。
問 27	当該支援拠点について、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付を受ける場合は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置づける事が必要か。必要な場合、行動計画には、具体的な整備スケジュールの記載が必要か。	次世代育成支援対策施設整備交付金は、次世代育成支援対策を推進するために、市町村が策定する行動計画に基づき実施される施設整備事業を対象としているため、当該支援拠点に関することが、市町村行動計画に記載されていることが必要である。 なお、行動計画の内容については、具体的な整備スケジュール等の記載は必要なく、市町村における相談体制の強化を図る等、支援拠点を整備するための目的等が記載されていれば差し支えない。
問 28	次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となる整備は、新たな建物の建設のみか。既存の建物を改築・修繕等した場合についても交付対象となるのか。	新たに建物を建設する場合のほか、既存の建物を改築・修繕し、支援拠点とする場合も交付対象となる。 なお、支援拠点については、平成 29 年 4 月から施行される新たな制度のため、既存の建物を改築・修繕する場合であっても整備区分は「創設」になる。
問 29	修繕については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（平成 20 年 6 月 12 日 雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、交付基礎点数 2,500 点未満の整備は交付対象とならないのか。	支援拠点として整備するものは、すべて整備区分が「創設」になることから、既存の建物を修繕し、支援拠点とする場合も「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（平成 20 年 6 月 12 日雇用均等・児童家庭局長通知）」を適用するものではなく、「創設」整備となる。 よって、交付基礎点数 2,500 点未満の整備についても、交付対象となる。
問 30	既存の建物の間取りを変更する修繕や、パーティションの購入についても交付対象となるか。	間取りを変更する修繕については交付対象となる。また、いわゆるローパーティションのような簡易設置型の購入費については交付対象とならないが、可動間仕切りのような設置工事が必要となるものについては交付対象となる。

問番号	問	答
問 31	支援拠点を整備するに当たり、設備基準はあるか。	<p>設備基準については、設置運営要綱の7. 施設・設備において、以下の通り規定している。</p> <p>相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。</p> <p>なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。</p> <p>ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。</p>
問 32	支援拠点の運営に必要な机や椅子、パソコン等の設備や備品の購入に係る費用は次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となるか。	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金については、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費を対象経費としており、設備や備品の購入に係る費用については交付対象としていない。</p> <p>ただし、間取りの変更に併せて間仕切りとしての機能を有する収納設備を設置するなど、支援拠点の整備と一体的に整備されるものであって、設置工事が必要となる設備については交付対象となる。</p>

問番号	問	答
問 33	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金により整備した支援拠点が設備基準を満たさなかった場合、交付金の返還等が必要か。また、法令違反等に当たるのか。</p>	<p>平成 28 年度第二次補正予算における支援拠点の整備は、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備について」(平成 28 年 12 月 16 日雇児発 1216 第 3 号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく施設整備を対象としているため、今後示す基準等を満たさない場合であっても、交付金の返還が生じるものではない。</p> <p>ただし、支援拠点を目的以外に使用した場合については、この限りでない。</p> <p>また、現在策定中の「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」通知については、地方自治法に基づく技術的助言であり、法律等で定めるものではないため、法令違反には当たらない。</p> <p>なお、今後「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備について」を廃止し、「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」通知を発出する予定であるため、平成 29 年度以降はこの通知を参照し、整備すること。</p>
問 34	<p>当該支援拠点の運営を社会福祉法人等へ委託して実施する場合については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となるか。</p>	<p>当該支援拠点は、市町村において整備するものであり、社会福祉法人等に運営を委託する場合においても、支援拠点の整備については、交付要綱 10 の(1)「都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合」に基づき交付対象となる。</p>

問番号	問	答
問 35	<p>例えば、児童家庭支援センターなどの他の施設を修繕し、支援拠点と位置づける場合の整備区分はどのようになるか。</p> <p>また、1つの児童家庭支援センターにおいて防犯対策強化整備を行い、さらに一部を拡張して支援拠点の創設を行う場合、どのように申請すべきか。</p>	<p>支援拠点を創設することを目的とした施設整備であれば、基となる建物の種別を問わず、支援拠点の創設となる。</p> <p>また、1つの児童家庭支援センターにおいて防犯対策強化整備を行い、さらに一部を拡張して支援拠点を創設する場合には、児童家庭支援センターの防犯対策強化整備と、支援拠点の創設とで、それぞれ申請が必要となる。</p> <p>なお、児童家庭支援センターなどの既存施設を転用する場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇児発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく承認が必要となる場合があるので、ご留意いただきたい。</p>
問 36	<p>平成28年度及び平成29年度の2か年で整備を実施することは可能か。</p>	<p>2か年による整備は可能であるが、年度毎に協議及び交付申請が必要となる。</p> <p>ただし、その場合であっても、次年度の交付金の交付を約束するものではない。</p>
問 37	<p>交付金を繰越することは可能なのか。</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金は、繰越明許費として計上されているので、平成28年度中に工事に着手し、当該年度内の完了がやむを得ず困難となった場合において、繰越することは可能である。</p> <p>ただし、繰越については事前に協議が必要となる。</p>
《補助金に関する事項》		
問 38	<p>「同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる」とあるが、支援拠点と子育て世代包括支援センターが同一機関で担った場合、国庫補助の申請はどのように申請すればよいか。</p>	<p>支援拠点と子育て世代包括支援センターを同一機関で担った場合、補助金の二重交付にならないよう、どちらか一方の申請、もしくは支援拠点及び子育て世代包括支援センターごとに対象経費を申請いただきたい。</p>

問番号	問	答
問 39	<p>支援拠点における子ども家庭支援員を家庭相談員が兼務した場合、家庭相談員に関する費用は地方交付税措置されているが、補助金を受けることはできるのか。</p>	<p>家庭相談員においては、非常勤職員 1 名分の人件費が交付税措置されている。交付税措置されている家庭相談員が支援拠点の子ども家庭支援員を兼務した場合、地方交付税と補助金の二重交付となるため、補助の対象とはならない。</p>
問 40	<p>設置運営要綱で最低配置人員が示されているが、ただし書きに「小規模 B 型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の 2 参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。」と書かれているが、これを満たさなくても補助金を受けることができるのか。</p>	<p>ただし書きの要件までを含めて最低配置人員であることから、ただし書きの要件を満たしていない場合、（ア）基礎単価、（イ）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ加算ともに、補助を受けることはできない。</p>
問 41	<p>支援拠点の補助単価について、（ア）基礎単価に常勤職員分の人件費の補助は含まれるのか。 また、安全確認対応職員、事務処理対応職員を配置した際の人件費等については、（ア）基礎単価の対象経費となるのか。</p>	<p>支援拠点の基礎単価について、直営の場合、常勤職員分の人件費は含まれない。 また、安全確認対応職員、事務処理対応職員を配置した際の人件費については、支援拠点の基礎単価の対象経費ではないことから、「児童の安全確認等のための体制強化事業」を活用されたい。</p>
問 42	<p>机や椅子などの購入費用に対する補助はあるのか。</p>	<p>補助はない。</p>
問 43	<p>電子ファイルで管理するためのシステム導入については、拠点整備の 2 年目以降、順次導入していくことなどが規定されるが設備・器具に対する補助金は、初年度のみを対象となるのか。</p>	<p>市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業においては補助対象にならないが、支援拠点が要保護児童対策調整機関を兼ねる場合、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を活用されたい。</p>

## 「市町村の要保護児童対策調整機関における調整担当者の配置等」に関するFAQ

問番号	問	答
問 1	<p>要保護児童対策調整機関に調整担当者の配置が義務付けされたが、調整担当者の要件はどのようなものか。</p>	<p>現在、調整担当者の要件については、児童福祉法施行規則第25条の28に規定されている。</p> <p>なお、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができる旨を規定している。</p> <p>(参考：児童福祉法施行規則(抄))</p> <p>第25条の28 市町村の設置した要保護児童対策地域協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。)に係る要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術に基づき同条第5項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として第3項に規定する者(以下この条において「調整担当者」という。)を置くものとする。</p> <p>② 地方公共団体(市町村を除く。)の設置した要保護児童対策地域協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第7項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、調整担当者を置くように努めなければならない。</p> <p>③ 法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保健師</li> <li>二 助産師</li> <li>三 看護師</li> <li>四 保育士(特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある要保護児童対策調整機関にあっては、保育士又は当該</li> </ul>



問番号	問	答
		<p>事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)            五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者            六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 21 第 6 項に規定する児童指導員</p> <p>(参考：児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(抄))            第 4 条 法第 25 条の 2 第 6 項に規定する調整担当者については、第 1 条による改正後の児童福祉法施行規則第 25 条の 28 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、法第 13 条第 3 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。</p>
問 2	<p>調整担当者について、教員、保育士等の資格保有者は非常勤職員での配置も可能か。            さらに、家庭児童相談室には、家庭相談員が雇用されているが、その者を調整担当者としてカウントしてもよいか。</p>	<p>調整担当者については、原則として常勤・専任での配置と考えているが、人員の確保が困難な場合や専任とした場合の業務量が少ない場合等、地域の実情に応じて非常勤職員、兼務等であっても差し支えない。            なお、家庭児童相談室等の他の機関と兼務する場合において、調整機関に常駐していない者については、調整担当者としてカウントできない。</p>
問 3	<p>調整担当者に非常勤職員を配置した場合に、補助を受けることができるのか。</p>	<p>調整担当者を配置するための費用に関する補助はないが、調整担当者に非常勤職員を配置し、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児初 0521 第 12 号雇用均等・児童家庭局長通知) 3 のいずれかの事業を実施する場合には、非常勤職員の人件費を対象経費として算定することができる。</p>

## 「平成 28 年児童福祉法等改正法による義務研修通知」に関する F A Q

	問番号	問	答
任用前講習会について	問 1	「児童福祉司任用前講習会」の対象者は、「法第 13 条第 3 項第 5 号又は児童福祉司施行規則第 6 条 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。」とされ、児童福祉司発令が可能となる当該年度中の講習会の受講義務が課せられているが、受講対象者見込みとなる「社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者」となる前の職員（従事 2 年目の者）が、講習会の全ての科目を受講した場合も、翌年度に児童福祉司として任用することは可能か。	任用前講習会の趣旨は、児童福祉司に任用される者の専門性を高めるためであることから、最新の児童虐待の状況等を理解するため、任用直前の受講が基本と考える。 しかしながら、人材確保等の事情に鑑み、社会福祉主事として従事中の者を任用予定者として受講することを妨げるものではない。
	問 2	任用前講習会を 4 月以降に開催した場合、社会福祉主事から任用する者は、4 月 1 日時点では児童福祉司に任用できないということか。	任用前講習会を受講しなければ、児童福祉司としては任用することはできないが、相談員等の職員として配置し、その後講習会を受講すれば、児童福祉司として任用することも可能である。
	問 3	過去に社会福祉主事から児童福祉司として任用され、児童相談所で業務を行っていた経験がある者が、他の部署（本庁の児童福祉主管課他）での業務を経験した後、平成 29 年 4 月以降、児童相談所に異動となった場合、任用前講習会の受講は必須か。	社会福祉主事から児童福祉司に任用された経験がある者については、平成 29 年 4 月以降、再度、児童福祉司に任用する場合には、任用前講習会の受講が必須である。 なお、それ以外の資格要件（社会福祉士資格取得者、大学において心理学、教育学、社会学を専修し卒業した後、指定施設で 1 年以上相談援助業務に従事した者等）で児童福祉司に任用された経験がある者は、任用前講習会の受講義務はないが、子どもの取り巻く最新の状況等を再認識するため、任用前講習会を受講することが望ましい。

	問番号	問	答
児童福祉司 任用後研修 について	問4	児童福祉司、SVの任用後研修は、任用後いつまでに受講する必要があるのか。	法令上受講期限はないが、スキルアップのためなるべく早期に受講することが必要であり、既に任用されている者については、任用された年度内に受講するよう努めていただきたい。
児童福祉司 SV研修に ついて	問5	子どもの虹情報研修センターで実施するほか、西日本エリアでも実施することを予定しているとのことであったが、平成29年度中に西日本エリアで開催される見込みがあるのか。	西日本エリアでの児童福祉司スーパーバイザー研修の実施については、現在事業者選定中である。開催等、決定次第、案内させていただく予定である。
要保護児童 対策調整機 関の調整担 当者研修に ついて	問6	調整担当者が、調整担当者研修を受講する間、要保護児童対策調整機関の中で調整担当者が不在となるが、その間に国からの何らかの支援はあるのか。	調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う、代替職員を配置するための費用に係る補助を平成29年度予算に計上しており、積極的に活用いただきたい。(市町村相談体制整備事業)
その他全般	問7	各研修の対象者以外の者が研修を受講することは可能か。 また、対象者以外が受講した際に修了証を発行することは可能か。	各研修の対象者以外の者が、研修を受講することは差し支えない。 特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者、調整担当者研修については、市町村の子ども家庭支援に携わる者(支援拠点の職員等)についても、積極的に受講することが望ましい。 なお、対象者以外の者が受講した際も修了証を発行することは差し支えない。
	問8	「研修等の一部の科目を欠席等により受講できなかった場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したこととする。」とされているが、やむを得ない事情で2年以内に全科目受講できなかった場合の猶予はないのか。	児童相談所における虐待相談対応件数、複雑・困難なケースが増加していることから、児童相談所の専門性を強化する一環として研修を義務化した趣旨から、速やかに研修を受講していただくよう努めていただきたい。

	問番号	問	答
	問 9	義務研修の研修資料について、子どもの虹情報研修センターから、一部公開されているところであるが、全国である一定の研修水準を確保するため、国として研修の参考資料を示さないのか。	義務化された研修のテキスト作成に係る調査研究事業を平成 29 年度実施予定である。
	問 10	研修等の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市であるが、実施主体への財政支援はあるのか。	研修等の実施主体が、研修等を実施するための費用に係る補助を平成 29 年度予算に計上しており、積極的に活用いただきたい。(児童虐待防止対策研修事業)
	問 11	調整担当者が調整担当者研修を受講する費用について、財政支援はあるのか。	調整担当者が、調整担当者研修を受講する際に係る費用について、補助金を充てることができる。(児童虐待防止対策研修事業)